

平成22年度 県社協の事業方針(案)

昨今の経済情勢等による雇用環境の悪化や生活不安、新聞等マスコミをにぎわせている事件や事故など、安心・安全とは言いがたい社会に直面している。

また、政権交代に伴う政策決定や予算編成のあり方も大きく変わる中、財政の健全化と社会保障制度の構築に向け、大きな転換期を迎えている。

こうしたなか、県においては、厳しい財政事情の中にあって、「住み良さ日本一の元気づくり加速化プラン」の着実な実現に向け、「くらしの安心・安全基盤の強化」、「次代を担う子どもたちの育成」、「多様なひとが活躍できる基盤づくり」、「多様な交流と新たな活力の創造」、「循環型社会づくりの推進」及び、「県政集中改革等のさらなる推進」の6つの加速化戦略を掲げ、選択と集中の視点に立って、効果的な施策の推進を図ることにしている。

また、地域社会では、高齢者や児童等への虐待、ひきこもり、振込め詐欺による被害、孤立死等のさまざまな課題が顕在化している。

こうした課題に対し、社会福祉協議会は、福祉の輪づくり運動の目的である「誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくり」の実現をめざす実践の中で、小地域のネットワークづくりのノウハウを活かして、住民のつながりを再構築し地域住民の支えあう体制づくりや新たな生活課題の解決をめざして、住民の参画とボランティア、保健、医療、福祉、教育、法曹、更生保護等関係機関・団体と連携・協働した活動の展開が求められている。

本会は、「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画（第4次ネットワークプランやまぐち）」のスタート年に当たり、社協機能を発揮し、日常生活自立支援、福祉・介護人材の確保育成や就労・生活支援に向けた取組みを行い市町社協、県民の期待に応える「存在感のある県社協」を目指して次の6項目を重点的に実施する。

重点項目

- 1 福祉サービス利用者等の保護支援の推進
- 新 2 低所得者・失業者等への生活支援の強化
- 3 良質な福祉・介護サービスを担う人材の確保・育成
- 4 障害者就労、生活支援事業の推進
- 新 5 地域福祉の推進（「第4次ネットワークプランやまぐち」の推進）
- 6 市町社協の経営改善の支援

平成22年度 重点事業の概要

1 福祉サービス利用者等の保護支援の推進

(1) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

年々増加する利用者に対し、福祉サービスの利用援助が迅速かつきめ細やかに実施できるよう、平成22年度からすべての市町社協で事業実施することとしている。県社協はもとより、事業開始により基幹社協であった8市社協を中心に、市町社協相互が緊密に連携、協力し、全市町社協が円滑に事業展開できるよう推進を図る。

また、地域福祉権利擁護事業の利用者に対して、適正かつよりよい支援が提供できるよう、より実践的な専門員や推進員、生活支援員の資質向上を目的とした研修を行う。

なお、昨年度から推進している「事業運営推進計画」、「業務軽量化計画」の着実な推進を図る。

(2) 福祉サービス苦情解決事業

福祉サービス提供事業者の苦情解決体制の充実に向け、引き続き第三者委員の設置を促進する。

福祉サービス利用者や事業者に対して苦情解決に関する情報の提供を行い、第一義的な苦情解決の場である事業所での納得のいく解決を促し、福祉サービスの質の向上につなげるため、第三者委員を対象とした研修を行う。

(3) 法人成年後見支援センター「らいふサポートやまぐち」事業

高齢化の進展や障害者の地域への生活移行が進み、成年後見制度の需要がますます増加している。

このため、法人成年後見支援基金積立金を活用し、市町社協が法人成年後見を受任する際の業務上の相談・助言、成年後見制度利用促進に向けた研修会を開催する。また、市町行政との連携強化による社協等社会福祉法人が成年後見を受任しやすい環境づくりの推進などの事業を中心に「成年後見制度」の利用促進に向けた取り組みを積極的に推進する。

なお、法的な困難事例が生じた場合に、全ての社協において直接弁護士に相談できるよう法人後見法律相談事業を実施する。

(4) 成年後見制度活用促進事業

福祉後見サポート事業を実施し、後見人等の受け手の確保の一環として、法人成年後見の基盤づくりを進めてきたが、法人成年後見受任法人や地域での成年後見制度に対する認知度がまだまだ低い状況である。

そのことから、成年後見制度を広く周知すると共に、必要な方が適正に利用できるよう活用促進を図ることを目的として研修や啓発事業を行う。

2 低所得者・失業者等への生活支援の強化

(1) 生活福祉資金貸付事務の充実

厳しい経済・雇用情勢のなか、離職者、生活困窮者等への相談・自立支援の取組みとして、昨年10月に改正された生活福祉資金貸付事業に大きな期待が寄せられており、貸付件数も対前年同期比で約8倍となっている。

このため、県・市町社協との密接な連携の下、円滑な事業推進を図る。

3 良質な福祉・介護サービスを担う人材の確保・育成

(1) 福祉・介護サービス分野への参入促進

高齢化の進行や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化などにより、福祉・介護ニーズがますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、福祉・介護人材の確保が重要な課題となってきている。

このため、就職期の若者を中心とした幅広い層から選択される職業となるよう、労働環境の改善への支援、潜在的有資格者等の掘り起こし、また、多様な人材を確保するため、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者や高齢者等の参入・参画の促進を図る。

(2) 福祉・介護職場の周知と理解促進

福祉・介護サービスの仕事が高齢社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、質の高い人材の確保につなげていくため、福祉の仕事へのイメージアップやPR活動を積極的に行う。

(3) 個々の求職者のニーズに沿った職場開拓と就労・定着促進

就労支援の専門家であるキャリア支援専門員により、求職者が自分の適正や能力を的確に把握するための手助け、求職方法、能力開発方法などについての助言を行うキャリアカウンセリングを、福祉人材・研修センターやハローワーク等で実施し、求職者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就職相談を行うとともに、事業者には、職員の定着を促す支援や人事・労務管理などの相談に応じる。

また、事業所等において、継続的かつより高度な指導・助言を必要とする場合には、公認会計士や中小企業診断士等をアドバイザーとして派遣し、適切な指導・助言を行う。

(4) 福祉・介護サービス従事者のスキルアップ

高度化、多様化する福祉ニーズに的確に対応するため、福祉・介護サービス従事者等に対し、専門的・体系的な研修を実施するとともに、複数の小規模事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等への支援を行う、また、地域福祉活動を担う人材の養成を図る。

4 障害者の就労・生活支援事業の推進

(1) 地域生活定着支援事業

障害を有すること等により、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難で福祉的な支援が必要であると認められる者に対して、保護観察所

等と協働して、退所後に福祉サービスを利用できるようにするため「山口県地域生活定着支援センター」を設置し運営する。

この事業を通じて、対象者の地域の中での自立した日常生活あるいは社会生活を営むことを支援する。

(2) 工賃倍増支援事業

障害のある人たちの「想い」（「就労」「暮らし」「自立」）を支援していくため、本会が実施する様々な障害福祉事業を体系化して取り組むとともに、事業所等の工賃引上げに向けた取り組みを支援するため、「工賃倍増支援センター」を運営して、事業所や企業、行政等からの仕事の相談等に対応する。

5 地域福祉の推進

これからの山口県の地域福祉の推進方策である「第4次福祉の輪づくり運動県域活動計画」（第4次ネットワークプランやまぐち）の初年度として着実な実践を図る。また、社協評価事業などにより市町社協の支援を図りながら、地区社協活動の推進や小地域での住民相互の支え合い活動の促進を図る。

(1) 「福祉の輪づくり運動」の推進

ア 「第4次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」の実践

これからの山口県における地域福祉の推進方策である「第4次福祉の輪づくり運動県域活動計画」（第4次ネットワークプランやまぐち）の着実な推進を図る。

イ 「社協力向上プロジェクト事業」（社協評価事業）の実施

市町社協活動等について、自己評価と県社協に設置する「社協力向上委員会」において、第三者評価を行い社協活動の充実・発展に資する。

ウ 「福祉の輪づくり運動地域福祉力強化推進事業」の実施

要支援者を身近な地域で総合的に支えるため、地域総合相談や住民参加による小地域支え合いの仕組みづくり等について推進を図る。

(2) 「福祉の輪づくり運動推進市町域活動計画」の策定と地域福祉計画の取り組み

市町の将来像、今後のまちづくりについて住民や関係者の参画と行政と社協の協働のもと、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定の推進を図る。

6 市町社協の経営改善の支援

市町社協の経営や諸課題の解決について支援するため、市町社協と県社協の役員による協議、情報交換を行うとともに必要に応じて職員を派遣する。

(1) トップミーティングの開催（市町社会福祉協議会会長会総会との共催）

社協の経営や諸課題、今後のあり方について、県社協役員と市町社協の役員が話し合い、情報交換を行うトップミーティングを市町社会福祉協議会会長会

総会と共催し協議する。

(2) 市町社協事務局長・総務課・担当者との連携強化

市町社協の諸課題の対応、解決のための支援と社協運営について協議、情報交換等を行い相互の密接な連携を図るため市町社協事務局長会議、総務担当職員、経理担当者研修会等を開催する。また、地域福祉、貸付資金等担当業務ごとに担当者会議等を開催する。

一般事業の概要

1 サービスの質の向上事業の推進

(1) 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス事業者(社会福祉施設)の提供するサービス等について県社協が調査機関として、第三者評価を行う。

また、調査者66名の資質の向上のための養成研修会や受審促進・啓発のために対象事業者向けの啓発セミナーを開催するとともに関係機関等における会議や研修会に積極的に出向き啓発を行う。

受審目標 20事業所

(2) 介護サービス情報の公表事業

ア 指定情報公表センターとしての取組みを行う。

事業者から提出された基本情報及び調査機関により確認された調査情報の調査結果を公表することにより利用者等への介護サービスの情報提供を行う。

また、調査員の養成研修や啓発事業として、利用者及び利用者を支援する方々を対象とした福祉サービス情報の活用推進セミナーを開催する。

公表事業所数 約1,850事業所

イ 介護サービス事業者を対象に県社協が指定調査機関として、調査を行う。

調査事業所数 約1,410事業所

(実施サービスは、訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護等55サービスを対象)

2 生涯現役社会づくりの推進

山口県の高齢化は、さらに加速化して進行することが予測されており、今後、高齢者が安心して地域生活を続けることができるよう、特に、シニアが協働し相互に支え合う取組みを産学公連携のもと、積極的に推進する。

(1) 「生涯現役社会産学公推進協議会」の取組み

産学公関係機関・団体と連携・協働し、生涯現役社会づくりに向けた普及啓発等を行う。

(2) やまぐちシニア地域マスターカレッジ開講事業

マスターカレッジ(2年制)の開講2年目にあたり、地域、団体、グループ等のリーダーとしての基礎知識を学び、実習・体験活動等の実践型学習を中心に地域づくりの担い手の養成を行うとともに、習得した知識等を地域で実践されるよう支援を行う。

3 ボランティア活動の振興と福祉教育の推進

(1) 地域を基盤としたボランティア活動の推進

市町社協ボランティアセンターの支援や企業等社会貢献活動・勤労者ボランティア活動の推進のため研修会の開催や情報提供を行う。

(2) 福祉教育・ボランティア学習の推進

すべての人がそれぞれのライフステージにおいて、福祉やボランティア活動について学び、実践できるよう支援する。特に、次代を担う児童生徒の体験活動の支援を通して、福祉への関心を高めるため研修会を開催する。

また、福祉学習推進員等、地域の大人が子どもたちへ福祉教育を伝えるなかで、共に学びあう協同実践プログラムを検討する。

4 防災・災害救援、地域安全ボランティア活動の推進

(1) 防災とボランティア活動に関する調査研究

これまでの災害経験を今後活かすため、県内で災害ボランティアセンターが立ちあがった際に、円滑かつ有効なボランティア活動が展開されるように体制づくりをすすめるとともに、住民・NPO・社協・行政等が連携した防災ネットワークについて、研究協議・普及啓発を行う。

(2) 民生委員・児童委員の活動協力

民生委員・児童委員による、「第2次民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を通じた地域での要援護者支援に関わるきめ細かい体制の確立、推進に協力する。

5 おいでませ山口国体、おいでませ山口大会への協力支援

(1) おいでませ山口国体、おいでませ山口大会の啓発

(2) おいでませ山口国体、おいでませ山口大会の募金協力

(3) 障害者スポーツ大会「ふれあい広場」の取組み